

令和5年3月10日

審 査 講 評

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業 PFI 事業者選定委員会

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業の事業者選定に係る審査講評を、次のとおり公表する。

1 審査体制

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業 PFI 事業者選定委員会設置要綱に基づき設置された当委員会（以下「審査委員会」という。）は、第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する入札説明書（事業者選定要件書）に基づき事業提案審査を行った。

審査委員会の委員は次のとおりである。

(50音順)

区分	氏名	所属・役職
委員	安達 史恵	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所衛生化学部生活環境課主任研究員
委員	井谷 裕介	有限責任監査法人トーマツ監査・保証事業本部パブリックセクター・ヘルスケア事業部シニアマネージャー 公認会計士
委員長	木曾 祥秋	豊橋技術科学大学名誉教授
委員	阪井千鶴子	コスモ法律事務所 弁護士
委員	久川 和彦	全国浄化槽推進市町村協議会事務局長

2 審査経緯

審査委員会は3回開催した。開催日と主な審議事項は次のとおりである。

名称	開催日	主な審議事項
第一回	令和4年7月26日（火）	委員長の選任、会議の開示の可否、委員会の職務説明、実施方針の審議
第二回	令和4年10月28日（金）	特定事業の選定の審議、入札説明書等の審議
第三回	令和5年1月27日（金）	提案審査

3 審査判定

審査委員会は、市による参加資格審査を通過した入札参加者の提案書について、事業者選定要件書に基づき審査を行った。

入札参加者が1者で、複数提案の中から最優秀提案を選定するということができないため、本市第一期及び第二期事業内容を参考にしつつ、要求水準項目ごとに入札参加者1者の提案を審査し評価した。さらに各項目の評価結果を基に総合評価を行い、提案の適否を下記のとおり判定した。

なお審査において、入札参加者名を「A」とし、その評価点は別紙「審査の結果」に示す。

入札参加者	判定
A	適切

4 審査講評

4.1 定量的審査

第1章「市費用の低減化に関する事項」

(1) 建設コストの低減

「A」が提案する買取り価格は、要求水準に示す価格をやや下回り、業務水準を満たすものである。

(2) 保守管理コストの低減

「A」が提案する保守管理価格は、要求水準に示す価格をやや下回り、要求水準を満たすものである。

4.2 定性的審査

第1章「市費用の低減化に関する事項」

(3) 無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲【配点10点】

浄化槽本体及びブロワ等の付属機器類の修繕等、提示する金額の範囲内で対応できる業務内容及び突発的事項等に関して無償で対応できる提案内容を審査した。

「A」は、「1.ブロワのダイアフラム・フィルター・弁破損時の修繕・交換作業費（交換部品支給）」、「2.ブロワ本体の故障修理・交換作業（交換部品支給）」、「3.マンホール蓋破損時の交換費用（交換部品支給）」、「4.エア一漏れ解消対策作業費（部品交換を除く）」、「5.放流ポンプの故障対応（故障品交換までの期間）」、「6.殺虫剤の投入」、「7.消泡剤の投入」、「8.放流ポンプ槽及び原水ポンプ槽の保守点検作業」及び「9.11条検査結果により必要となる巡回監視等」について具体的な作業金額等を示した上で、これらをすべて無償で対応すると提案していた。

これまでの第一期及び第二期の事業とほぼ同等の提案内容であり、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

また、委員の中から、令和3年度からの国庫補助メニューに追加された「長寿命化を図る事業について改築費用を助成」を検討を要するとの意見のほか、放流ポンプの故障における無償対応の効果金額として示された費用額には「A」の企業努力が感じられたとの意見もあった。

一方、ブロワや放流ポンプの必要台数の見積もりの根拠が示されていない。また、ブロワその他部品の経年劣化の状況（特に第一期、第二期）が具体的に想定できる点があると思われるが、計画書には反映されていないため、計画にあいまいさが残る。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を7.8点とした。

第2章「住民サービスの提供に関する事項」

(1) 無償で対応できるサービス内容及び費用の範囲【配点10点】

浄化槽上部の補強、庭木や水道管などの障害物の移設、保守点検結果の通知等、無償で対応できる住民サービスに関する提案内容を審査した。

「A」は、「1.深埋め工事の場合の嵩上げ工事」、「2.上部を駐車場として供用する場合の補強工事費（支柱レスタイプ浄化槽使用で対応）」、「3.放流排水管工事費（敷地内放流会所まで）」、「4.既設の埋設管（水道管等）の移設工事」及び「5.庭木の撤去処分費」について具体的な作業金額等を示した上で、これらをすべて無償で対応すると提案していた。

これらの提案についてもこれまでの第一期及び第二期の事業における実施内容とほぼ同等であり、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はない

と思われた。

ただし、第1章(3)の場合と同様に、想定され得る無償対応の基数等に関して想定される基数が示されていないので、計画にあいまいさが残る。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を7.8点とした。

(2) その他、住民負担の軽減、住民サービス向上につながる内容【配点10点】

放流施設の設置、既存し尿処理施設の撤去等、住民の費用負担の軽減及びブロワ振動・臭気対策等浄化槽の使用に際して発生する住民ニーズに関して対応できる住民サービスの向上となる事項に関する提案内容を審査した。

「A」は、「1. 汲み取り式便槽の撤去工事費(浄化槽設置場所に便槽がある場合)」、「2. 既設単独処理浄化槽の撤去工事費(浄化槽設置場所に既設単独処理浄化槽がある場合)」、「3. 最終清掃の連絡と段取りの実施」、「4. 仮設トイレの設置と維持費」、「5. 仮設トイレの汲み取り作業費」、「6. シーディング剤の投入」、「7. 臭気対策用ゴムパッキンの設置」、「8. 放流先下流での消泡剤投入」及び「9. ブロワ振動対応ゴムシート設置」等について無償で対応するとなっており、住民負担の軽減、住民サービス向上への具体的な内容が提案されていた。

これらの提案についてもこれまでの第一期及び第二期の事業における実施内容とほぼ同等であり、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

しかしながら、住民サービスに関しては従前の事業と変わりがなく、改善に向けての姿勢が弱いと言える。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を7.2点とした。

(3) 事業推進策【配点10点】

みなし浄化槽(単独処理浄化槽)から浄化槽(合併処理浄化槽)への切り替えに関して対応できる住民サービス及び町会等地域住民組織に対するサービスや浄化槽事業のPR活動等、浄化槽設置推進として対応できる方策等に関する提案内容を審査した。

「A」は、みなし浄化槽(単独処理浄化槽)による水洗化済住宅への対応として、「町会全体集会や各種イベント等による啓発活動」、「専用チラシを使った営業活動」及び「放流先の排水路の汚れを確認して浄化槽の必要性を認識してもらう。」となっており、具体的な内容が提案されていた。

また、地域状況を踏まえた上の住民サービス及び浄化槽整備事業推進策として、「1. 最短期間での浄化槽の設置」、「2. 集会所等の浄化槽の設置を提案」、「3. 浄化槽整備済シールの配布」、「4. 整備段階ごとの住民アンケートの実施」、「5. 地元住民への視察協力要請」、「6. 市とSPCでの毎月1回定例会議の開催」及び「7.

地域コミュニティ及び住民との信頼関係の構築」と提案されていた。

これらの提案についてもこれまでの第一期及び第二期の事業における実施内容とほぼ同等であり、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

一方、従前の事業において計画案が完全に達成されているものではないので、事業を一層推進する取り組みへの姿勢が弱いと言える。

但し、委員の中から、提案された浄化槽整備済みシールの配布には、設置推進効果の期待がある一方で住民間の分断化も懸念されるとの意見があった。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を 6.8 点とした。

第 3 章「建設工事に関する事項」

(1) 設置する浄化槽【配点 5 点】

設置する浄化槽の各機能を審査した。

「A」から提案された浄化槽は、第一期及び第二期事業で設置されている浄化槽と同一機種であり、これまでの実績からも良好な処理水質が確保されており、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を 4.6 点とした。

(2) 設置計画及び業務フロー【配点 5 点】

設置目標基数達成のための実施計画、事業対象区域内の各家庭に対する広報活動の方針、設置申請者及び排水設備工事業者との調整、手順と要点をまとめた業務フローについて、提案内容を審査した。

「A」からの提案は、施工体制 3 班にて年間 36 基施工が可能となる体制を確保して、10 年間で目標基数 350 基を達成する計画としていた。

また、事業対象区域における広報活動としては、「1. 事業開始後すぐに市と共同の浄化槽設置相談」、「2. 定期的な工事相談」、「3. 各戸への定期的なチラシの配布」及び「4. 市発行の身分証明書の携帯」を実施すると提案されていた。

これらの提案についてもこれまでの第一期及び第二期の事業における実施内容とほぼ同等であり、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

但し、委員の中から、実績を踏まえた新たな提案がみられない。提案書に添付された住民向けの「チラシ」について、出来るだけ正確な表記とするようとの意見もあった。

しかしながら、取り組み内容は従前から改善されている点が見られない。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を 3.6 点とした。

(3) 5人槽工事の標準工事手順及びその実施体制【配点5点】

浄化槽設置に関する各種法手続き、市、府及び関係者との協議並びに設置完了後の事務フロー、標準工事仕様及び工事実施体制に関する提案内容を審査した。

「A」からの提案は、「1. 浄化槽設置に関する事務フロー」及び「2. 標準仕様と標準工事手順書」が示されていた。また、「3. 工事実施体制」として、年間設置基数35基の建設に対して、基本的には3班でも可能となるところを、設置希望基数が多数に上る場合も想定して、6班による同時施工体制を準備すると提案されていた。

これらの提案についてもこれまでの第一期及び第二期の事業における実施内容とほぼ同等であり、必要な事項は網羅されており、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

但し、委員の中からは、基礎コンクリート工事には既製品を用いる等により工事期間の短縮化を図ることも可能であるが、この点についての記載がなかった。また、施工体制について6班を準備しているが各班の請負分担の仕方等についての言及がなかった等の提案内容の説明について不足を指摘する意見もあった。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を3.8点とした。

第4章「保守点検に関する事項」

(1) 保守管理計画【配点10点】

標準とする保守管理の基本スケジュール、保守点検の回数、時期、法定検査、清掃時期の考え方、保守管理体制、24時間対応における連絡体制及び地震等の災害時に関する保守管理体制についての提案内容について審査した。

「A」からの提案は、「1. 保守点検開始から年間作業実施基本計画」、「2. 基本事項」、「3. 特に留意する作業内容」、「4. 窒素除去型小型合併処理浄化槽の対応作業」、「5. 保守管理体制」、「6. 24時間対応に関する連絡体制」及び「地震等の災害時に関する保守管理体制」の具体的な内容が提案されていた。

これらの提案についてもこれまでの第一期及び第二期の事業における実施内容とほぼ同等であり、必要な事項は網羅されており、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

但し、委員の中からは、緊急時や災害時における体制や対応について、具体的な実施内容に関する記述がない。また寄附採納された浄化槽は提案された新規設置の浄化槽とは異なる機種もあるため、これらの浄化槽の保守管理における対応についての説明が不足している等の意見があった。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を5.8点とした。

(2) 設置と保守管理の業務に関して必要な情報を市と共有する方法【配点10点】

市と共有する一元的な管理システムに関する提案内容について審査した。

「A」からの提案は、浄化槽管理システムに関して、「1. ID、パスワード等によるセキュリティ対策」、「2. 携帯端末による保守点検結果の現地入力」、「3. 顧客マスターの管理」、「4. 浄化槽各種作業履歴の管理」、「5. 点検結果データの管理」、「6. 利用者からの問合せ待機時間の短縮」、「7. 各種スケジュール管理」、「8. 市へのデータ提供」及び「9. 市への報告」について各機能の概要が添付資料とともに示されていた。また、浄化槽の設置、保守管理、清掃に関する各情報について、保存するデータの種類・範囲、各種の編集・検索・確認・図表化に関する機能について画面イメージとともに提案されていた。

提案されている管理システムは、既に第一期及び第二期の事業の保守管理において導入されているものと、同等の水準であり、第一期及び第二期の事業の管理システムは、特に支障なく運用されていることから、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

しかしながら、検査機関との情報の共有に関して記述されていないこと、効率化検査の推進や台帳整備など浄化槽法の改正に伴う状況の変化に対応する姿勢が見られない。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を 6.6 点とした。

第5章「PFI事業者（SPC）の財務基盤、事業信頼性

(1) 資本金、資金計画、収支計画等の財務基盤【配点 10 点】

資本金、資金計画、収支計画、協力企業への支払方法、加入する予定の損害保険及び経営管理体制について審査した。

「A」から示された資本金、協力企業への支払方法、加入する予定の損害保険及び経営管理体制については、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容では必ずしも十分な説明に至っていないと思われた。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を 6.6 点とした。

(2) SDGs の推進活動及び市内における公共事業の実績【配点 5 点】

過去3年間における環境保全等に関する企業活動及び市内における公共事業実績について審査した。

「A」から、道路や河川の清掃活動やホテルの育成などの環境保全、近隣自治体も含めた一般廃棄物等の収集と再資源化等の活動をしていることが示されており、本事業の実施を目指す事業者からの提案内容として、問題はないと思われた。

但し、委員の中からは、「A」は業務実績から環境関連企業であると判断すると日常的に実施している業務実績だけでは、SDGs の推進活動として特に評価できるものではないとの意見もあった。さらに、ISO の環境認証 14001 の認証取得など取り組みが見られておらず、事業自体の環境負荷低減に向けた取り組みが見られない。

各委員の評価を平均して審査委員会の評価点を 3.6 点とした。

4.3 総合評価

資格審査、入札価格審査及び事業提案審査を実施し、総合的に評価した結果、「A」は、資格審査、入札価格審査及び事業提案審査のいずれも要求水準を満たしていることから、本事業の事業者として適切と判定する。

但し、「A」の提案内容の一部には、第一期及び第二期の事業における実施内容を上回る提案や具体的な実施内容の説明に不足がみられ、また、提案された推進活動には住民関係等への影響も懸念された。

このため、これらを留意点とした上で、本提案を適切として選定することとして市に報告した。

【別紙】 審査の結果

(1) 定性的審査

章(大項目)	節(中項目)	配点		業者A	
				評価点	
第1章 市費用の低減化に関する事項	(1)建設コストの低減	—	10	90	—
	(2)保守管理コストの低減	—			—
	(3)無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲	10			7.8
第2章 住民サービスの提供に関する事項	(1)無償で対応できるサービス内容及び費用の範囲	10	30	90	7.8
	(2)その他、住民負担の軽減、住民サービスの向上につながる内容	10			7.2
	(3)事業推進策	10			6.8
第3章 建設工事に関する事項	(1)設置する浄化槽	5	15	90	4.6
	(2)設置計画及び業務フロー	5			3.6
	(3)5人槽工事の標準仕様と標準工事手順及びその実施体制	5			3.8
第4章 保守点検に関する事項	(1)保守管理計画	10	20	90	5.8
	(2)設置と保守管理に関して必要な情報を市一と共有する方法(一元的な管理システムの提供)	10			6.6
第5章 PFI事業者(SPC)の財務基盤、事業信頼性	(1)資金計画、収支計画等の財務基盤	10	15	90	6.6
	(2)SDGsの推進活動及び市内における公共事業の実績(過去3年間の実績)	5			3.6
		定性得点 計			64

(2) 定量的審査

予定価格(円)		業者A	
		入札価格(円)	
総買取り価格	313,104,000	総買取り価格	313,040,000
総保守管理価格	56,103,600	総保守管理価格	55,911,500
合計	369,207,600	合計	368,951,500
		調整比	1.0
		定量得点	0

(3) 総合審査

		業者A
総合得点 = 定性得点 + 定量得点	定性得点	64
	定量得点	0
	総合得点	64